

第1章 伊東市環境基本計画の概要

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、従来の工場などを発生源とする産業型公害問題から、生活排水による河川や湖沼の水質汚濁、自動車排出ガスによる大気の汚染などの都市・生活型公害問題へ展開し、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球環境問題へと大きな広がりをみせています。

健全で恵み豊かな環境を保全し、維持していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会的経済的活動や生活様式のあり方を見直し、持続的発展が可能な循環型で環境への負荷の少ない社会経済システムの構築が求められています。

このため、市、市民、事業者、滞在者が共通の認識のもとに協力かつ連携を図り、環境問題に対して積極的に取り組むことができるよう環境の保全と創造に関する基本理念、各主体の責務及び基本的施策等を規定する「伊東市環境基本条例」が平成12年3月に制定されました。

伊東市環境基本計画は、環境基本条例第9条に基づき、条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」の具体化を図るための計画として策定されました。

この計画は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、その長期的な目標を明確にするとともに、本市の環境関連施策を体系的に整理し、また、計画を推進していくために、特に重要となる事業や環境目標の達成に向けた様々な取組を導くための環境づくりの方針などを示すことにより、市、市民、事業者、滞在者と協働で行うための指針となるものです。

2 計画の役割

環境基本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた以下の4つの基本理念の実現に向けて中心的役割を担うものです。

《 環境基本条例の基本理念 》

1 恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承

環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない快適で良好な環境を確保するとともに、現在及び将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう行われなければならない。

2 循環型社会の構築

環境の保全及び創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 自然と人とが共生できる快適な環境の確保

環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の地域の特性を生かし、自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 地球環境の保全

環境の保全及び創造は、地域における日常活動が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの共通の認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

3 計画の対象

1 対象地域

環境基本計画が対象とする地域は、伊東市全域です。また、広域的な取組の必要性から、近隣市町村や関係団体との関連も考慮しています。

2 対象期間

環境基本計画の期間は、平成 15 年(2003 年)度から平成 24 年(2012 年)度までの 10 年間と設定しています。

なお、今後の環境の状態、社会情勢などの変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 対象分野

基本目標ごとの環境の分野を計画の対象分野とします。

基本目標①「きれいな空気　おいしい水　心安らぐ　環境のまちづくり」

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、悪臭、騒音、ダイオキシン類を始めとする有害化学物質問題対策など、市民が安心して暮らせる安全な生活環境の確保を目指します。

環境の分野　○大気環境　○水環境　○土壤環境　○その他環境

基本目標②「恵まれた環境を守り育てる　自然豊かなまちづくり」

緑なす山なみや紺碧の海、温泉などの恵み豊かな自然環境の保全とその活用や、生活に身近な自然や郷土色豊かな伊東らしい環境の保全や創造を目指します。

環境の分野 ○自然環境 ○身近な自然 ○歴史的・文化的環境

基本目標③「資源を大切にし 環境にやさしいまちづくり」

増加し続けるごみなどの廃棄物対策、限りある資源・エネルギー対策、温暖化等地球規模の環境対策など、本市域だけではなく広域的な環境への負荷の低減を目指します。

環境の分野 ○廃棄物 ○資源・エネルギー ○地球環境

基本目標④「みんなで学び よりよい豊かな環境のまちづくり」

市民・事業者・滞在者の環境意識向上のための環境学習の推進や、環境に配慮した行動や自主的な環境保全活動の普及など、環境を保全したり、より良い環境を創り出す行動が実践される社会を目指します。

環境の分野 ○環境学習 ○環境保全活動・環境配慮

4 市、市民、事業者、滞在者の役割

環境基本計画を効果的に推進するためには、計画の主体である市、市民、事業者、滞在者が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

1 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げるリーディングプロジェクト(重点事業)及び施策を総合的・計画的に実施していきます。

また、率先して環境への負荷の少ない施策の実践に努めるとともに、市民、事業者、滞在者の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していきます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び近隣の地方公共団体と協働して行うよう努めます。

2 市民の役割

日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力が望まれます。

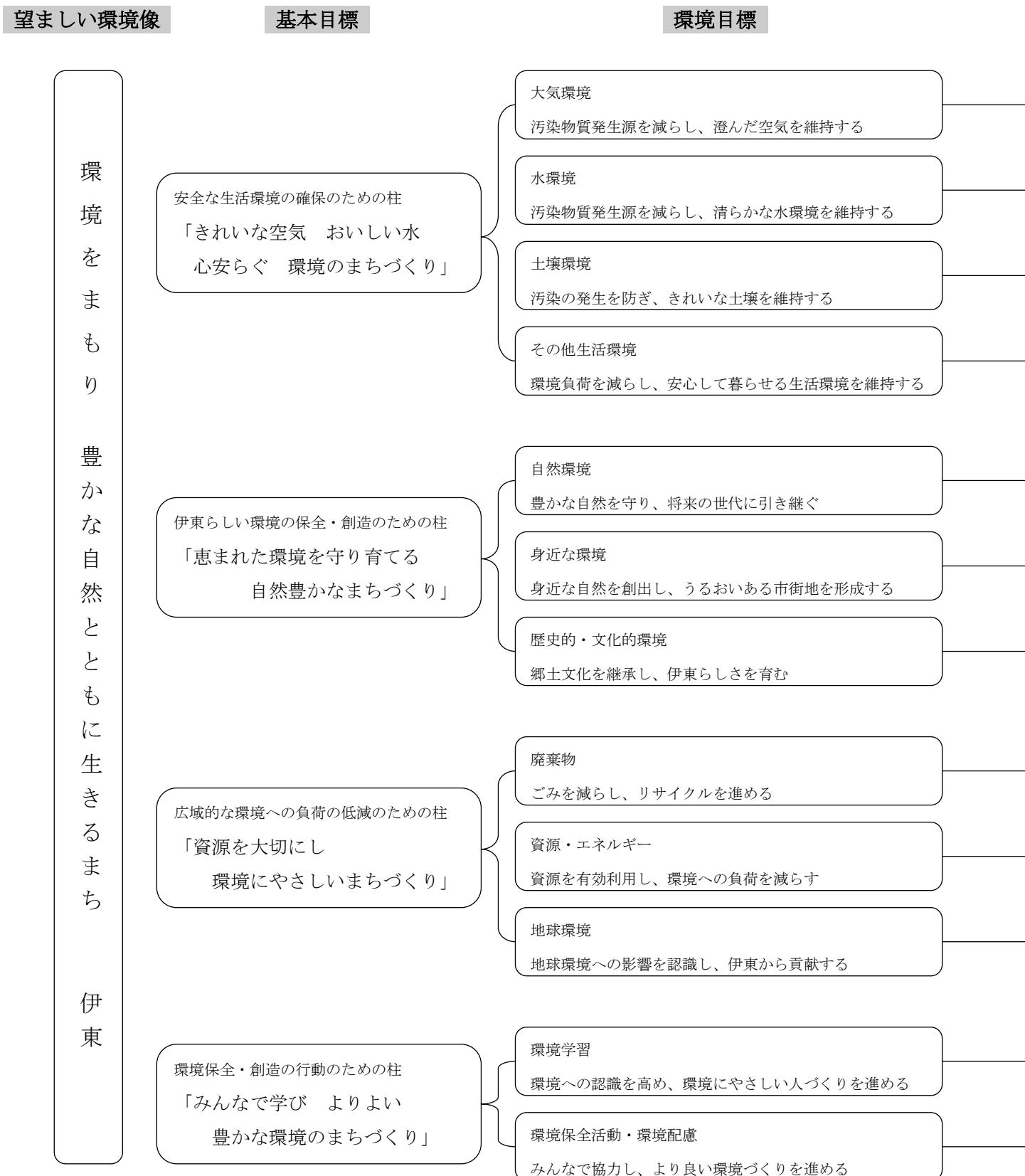
3 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、事業活動に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実践する環境の保全及び創造に関する施策への協力が望まれます。

4 滞在者の役割

滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力が望まれます。

5 計画の構成図



施策の方向

リーディングプロジェクト

- ・大気監視体制の整備・充実
- ・自動車排ガス対策
- ・工場・事業所対策

- ・水環境の監視体制の整備・充実
- ・生活排水対策
- ・工場・事業所対策

- ・土壤汚染調査・情報収集
- ・工場・事業所対策

- ・その他生活の環境監視体制の整備充実
- ・その他生活環境の保全対策
- ・工場・事業所対策

空気と水をまもるプロジェクト

- ・低公害車導入事業
- ・公共下水道整備事業
- ・合併処理浄化槽設置促進事業

- ・良好な自然環境の保全
- ・温泉など自然の恵みの活用
- ・秩序ある土地利用の推進

- ・街中の緑の創出
- ・都市の緑地景観の形成
- ・親しみやすい水辺の創出

- ・文化財の保全
- ・歴史的・文化的資源の活用

自然とふれあうプロジェクト

- ・みんなの森づくり事業
- ・豊かな自然の創出事業
- ・公共施設の里親制度導入事業

- ・ごみの減量・再資源化の推進
- ・ごみの適正処理の推進
- ・ごみの不法投棄等の防止

- ・水資源の保全と有効利用
- ・温泉源の保全と有効利用
- ・エネルギーの有効利用

- ・地球温暖化防止
- ・オゾン層保護対策
- ・その他地球環境問題対策

ごみを減らすプロジェクト

- ・ごみ処理有料化事業
- ・資源ごみ収集日拡大事業
- ・生ごみ処理容器等購入補助事業
- ・廃棄物処理施設整備事業

- ・環境情報の整備と提供
- ・環境学習の場や機会の提供
- ・人材育成と連携の促進

- ・環境保全活動の推進
- ・環境配慮行動の普及
- ・行政の環境配慮率先行動の推進

環境を学ぶプロジェクト

- ・人材活用と環境情報整備事業
- ・生涯学習講座事業
- ・小学生ふるさと教室事業

6 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

① 環境審議会

環境保全対策に関する基本的事項について、広範な視点から調査審議する機関として、市議会、学識経験者、市民や事業者等の代表者によって構成します。

市は環境審議会に対して、計画の進捗状況の報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

② 環境基本計画推進会議

計画の効果的な推進と全庁的な合意形成を図るため、副市長を委員長とし、部長職を委員とした「環境基本計画推進会議」を設置します。また、その下部組織として課長職等で構成する幹事会を設置します。

③ 環境連絡会

市民・事業者・滞在者などの意見や提言を施策に反映していくとともに、連携・協働体制を円滑にするための組織として、「環境連絡会」の設置に努め、一層の推進を図ります。

2 計画の進行管理

① 計画の点検・評価

計画に掲げた目標の達成状況やリーディングプロジェクト、その他施策の実施状況などに関する点検・評価結果を環境審議会へ報告をするとともに、市の広報などを通じて公表します。

なお、リーディングプロジェクト、その他施策の実施状況などに関する評価基準は、1目標以上、2目標達成、3目標以下、4その他（取り組みが無い、評価の対象とならない場合）とします。

② 各種計画への反映

府内の各種計画における環境関連施策が、この計画の趣旨に沿って行われるよう関連部署などとの調整を行います。

③ 計画の見直し

環境審議会をはじめ、市民・事業者など各主体から意見を頂きながら、各指標などの状況分析を行い、目標や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画や環境施策の見直しを行います。

